

ID: 91

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成2年条例第22号		
【根拠条文】 (観覧料等の不還付) 第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。 2 前項の規定は、第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「特別の理由がある場合は、規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第10条の規定による。 (観覧料等の返還) 第10条 条例第12条第1項ただし書の規定による観覧料等の返還は、次に定めるところによる。 (1) 全額を返還する場合 ア 天災地変等特別観覧又は施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任でない理由によって特別観覧又は施設の利用ができないとき。 イ 公益上の理由又は市長の都合によって特別観覧又は施設の使用の許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを返還する場合 使用者が使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の返還を受けようとする者は、特別観覧料・施設使用料返還申請書(様式第6号)に当該特別観覧又は使用に係る許可書を添えて市長へ提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日